

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第2674号

平成27年 5 月22日金曜日 第2674号

◇ 目 次 ◇
告 示

| 小                            |
|------------------------------|
| (健康増進課) 545                  |
| (経営支援課) 546                  |
| (道路維持課)546                   |
| (東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課)546 |
| (中予地方局農村整備第一課) 549           |
| (中予地方局管理課) 549               |
| (中予地方局建築指導課) 549             |
| (南予地方局八幡浜土木事務所) 550          |
| (南予地方局大洲土木事務所) 550           |
| 告                            |
| (会計課)550                     |
| (生涯学習課) 551                  |
| (警察本部会計課)552                 |
| 示示                           |
| (監査事務局) 553                  |
| 規則                           |
| (警察本部交通企画課) 553              |
| 訓令                           |
| (警察本部交通企画課)554               |
|                              |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

## ○愛媛県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称         | 所 在 地                     | 開設者の氏名又は名称    | 担当しようとする<br>医療の種類 | 指定年月日         |
|-------------|---------------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 眞理こころのクリニック | 松山市空港通2丁目13番8号            | 医療法人眞理神経クリニック | 精神通院医療            | 平成27年<br>4月1日 |
| 薬寿調剤薬局      | 八幡浜市保内町川之石 1 番耕地42番地<br>1 | 有限会社薬寿        | 精神通院医療(薬局)        | 平成27年<br>5月1日 |
| えびす薬局       | 宇和島市恵美須町1丁目3-10           | 有限会社アポトライ     | 精神通院医療(薬局)        | 平成27年<br>5月1日 |
| なごみ薬局       | 松山市別府町470番地 1             | 株式会社和の杜       | 精神通院医療(薬局)        | 平成27年<br>5月1日 |

## ○愛媛県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定訪            | <b>周看護事業者等</b>                    | 訪問看護ス                 | テーション                         | 担当しようとする | 指定年月日            |
|----------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|----------|------------------|
| 名 称            | 主たる事務所の所在地                        | 名 称                   | 所 在 地                         | 医療の種類    | <b>拍</b> 上十月日    |
| 公益財団法人日本訪問看記団  | 財<br>東京都渋谷区神宮前5-8-<br>2日本看護協会ビル5階 | 訪問看護ステーションひなた<br>ぽっこ  | 松山市平井町甲3250番地 5               | 精神通院医療   | 平成27年<br>5 月 1 日 |
| 社会福祉法人喜久寿      | 東温市北野田533番 1                      | 訪問看護ステーション重信          | 東温市北野田533番 1                  | 精神通院医療   | 平成27年<br>5 月 1 日 |
| 株式会社アイル'ズ      | 今治市馬越町三丁目 3 番26号                  | 訪問看護ステーションアルク<br>今治   | 今治市馬越町三丁目 3 番26号              | 精神通院医療   | 平成27年<br>5 月 1 日 |
| 株式会社ニュー兵頭      | 宇和島市丸之内3丁目6-20                    | ケアーズ宇和島訪問看護ステ<br>ーション | 宇和島市本町追手2丁目8-<br>25二ュー兵頭追手店6F | 精神通院医療   | 平成27年<br>5 月 1 日 |
| 有限会社ケアーサポートにりは | ず 宇和島市祝森甲3081番地 1                 | 訪問看護ステーションゆずり<br>は    | 宇和島市祝森甲3081番地47               | 精神通院医療   | 平成27年<br>5月1日    |

#### ○愛媛県告示第668号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称        | 大規模小売店舗の所<br>在地          | 変更した事項                 | 変 更 前             | 変 更 後             | 変 更 の<br>年 月 日      | 届出日             |
|-------------------|--------------------------|------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| エミフルMASAKI -<br>A | 伊予郡松前町筒井茶<br>屋分832 - 1 外 | 大規模小売店舗において小売<br>業を行う者 | 株式会社フジ ほか<br>108者 | 株式会社フジ ほか<br>104者 | 平成27年<br>4月1日<br>ほか | 平成27年<br>5 月13日 |

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

#### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第669号

半島振興法(昭和60年法律第63号)第11条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。 平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道 | 路( | の管 <sup>3</sup> | 理者 | 道路( | の種類 | 路   | 線  | 名   | I                 | 事 | X    | 間 | 工事の | )種類 | 工事の完了の日      |
|---|----|-----------------|----|-----|-----|-----|----|-----|-------------------|---|------|---|-----|-----|--------------|
| 伊 | }  | 方               | 町  | 町   | 道   | ミノコ | シ正 | 野谷線 | 西宇和郡伊方昭 同町正野1153都 |   | 也先から |   | 改   | 築   | 平成27年 2 月28日 |

## ○愛媛県告示第670号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成27年 5 月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

| 470 17 |     |           | T             |   |
|--------|-----|-----------|---------------|---|
| 役員の種類  | 氏   | 名         | 住             | 所 |
| 理事     | 松本  | 麻市        | 西条市明屋敷410 - 3 |   |
| "      | 髙橋  | 文 一       | 西条市古川甲211     |   |
| "      | 徳 永 | 俊 治       | 西条市樋之口173     |   |
| "      | 松本  | 義之        | 西条市樋之口174 - 2 |   |
| "      | 上路  | 茂         | 西条市喜多川684     |   |
| "      | 上路  | 引 春       | 西条市樋之口115     |   |
| "      | 田坊  | 徹 徹       | 西条市喜多川476     |   |
| "      | 村上  | 勝則        | 西条市喜多川466     |   |
| "      | 田坊  | <b>新夫</b> | 西条市樋之口119 - 1 |   |
| "      | 井上  | 隆         | 西条市樋之口327     |   |
| "      | 藤田  | 子 明       | 西条市喜多川107     |   |
| "      | 石川  | 定克        | 西条市喜多川67      |   |
| "      | 石川  | 篤志        | 西条市喜多川93      |   |
| "      | 薦田  | 豊         | 西条市神拝甲143     |   |
| "      | 山路  | 强 健       | 西条市神拝甲216 - 3 |   |
| "      | 山地  | 一美        | 西条市古川甲214     |   |
| "      | 山地  | 美知一       | 西条市古川甲147     |   |
| 監事     | 星加  | 〕康博       | 西条市喜多川354 - 7 |   |
| "      | 塩   | . 久米馬     | 西条市明屋敷636     |   |

退任

|       |   |   |    |           | I              |   |
|-------|---|---|----|-----------|----------------|---|
| 役員の種類 | 氏 |   |    | 名         | 住              | 所 |
| 理事    | 松 | 本 | 麻  | 市         | 西条市明屋敷410 - 3  |   |
| "     | 髙 | 橋 | 文  | _         | 西条市古川甲211      |   |
| "     | 松 | 本 | 正  | _         | 西条市喜多川688      |   |
| "     | 松 | 本 | 義  | 之         | 西条市樋之口174 - 2  |   |
| "     | 白 | 石 | 磯  | 高         | 西条市古川甲148 - 32 |   |
| "     | 上 | 路 | 利  | 春         | 西条市樋之口115      |   |
| "     | 田 | 坂 |    | 徹         | 西条市喜多川476      |   |
| "     | 村 | 上 | 勝  | 則         | 西条市喜多川466      |   |
| "     | 田 | 坂 | 邦  | 夫         | 西条市樋之口119 - 1  |   |
| "     | 田 | 坂 |    | 太         | 西条市喜多川703 - 1  |   |
| "     | 井 | 上 |    | 隆         | 西条市樋之口327      |   |
| "     | 山 | 地 | _  | 美         | 西条市古川甲214      |   |
| "     | 藤 | 田 | 豊  | 秋         | 西条市喜多川155      |   |
| "     | 石 | Ш | 定  | 克         | 西条市喜多川67       |   |
| "     | 石 | Ш | 修  | 司         | 西条市神拝甲119      |   |
| "     | 矢 | 野 |    | 勇         | 西条市神拝甲225      |   |
| "     | 山 | 路 |    | 健         | 西条市神拝甲216 - 3  |   |
| 監事    | 星 | 加 | 康  | 博         | 西条市喜多川354 - 7  |   |
| "     | 塩 | 見 | 久> | <b>米馬</b> | 西条市明屋敷636      |   |

## ○愛媛県告示第671号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市国安土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成27年 5 月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 |   |   | 名 | 住             | 所 |
|-------|-----|---|---|---|---------------|---|
| 理事    | 膳   |   | 和 | 幸 | 西条市新市543番地    |   |
| "     | 武   | 田 | 義 | 臣 | 西条市新市13番地     |   |
| "     | 杉   | 野 | 幸 | 夫 | 西条市新市389番地 2  |   |
| "     | 田   |   | 研 | 志 | 西条市国安1165番地 3 |   |
| "     | 田   | 中 | 輝 | 幸 | 西条市桑村106番地 5  |   |
| "     | 渡   | 邉 | _ | 夫 | 西条市桑村285番地    |   |
| "     | 青   | 野 |   | 久 | 西条市高田10番地 2   |   |
| "     | 田   | 中 | 忠 | 孝 | 西条市国安730番地    |   |
| "     | 近   | 藤 | 政 | 晴 | 西条市高田795番地 2  |   |
| "     | 青   | 野 |   | 孝 | 西条市高田803番地 2  |   |
| "     | 高   | 瀬 |   | 遵 | 西条市高田777番地 1  |   |
| "     | 村   | 上 | 義 | 輝 | 西条市国安1359番地   |   |
| "     | 武   | 田 |   | 徹 | 西条市高田663番地 3  |   |
| 監事    | 木   | 原 | 正 | 弘 | 西条市新市533番地    |   |
| "     | 志   | 賀 | 祥 | 久 | 西条市高田290番地 4  |   |
| "     | オ   | 田 | 敏 | 勝 | 西条市国安1335番地   |   |
| "     | 黒   | 河 | 重 | 政 | 西条市国安844番地 3  |   |

退任

| 役員の種類 | 氏 |   |   | 名 | 住             | 所 |
|-------|---|---|---|---|---------------|---|
| 理事    | 膳 |   | 和 | 幸 | 西条市新市543番地    |   |
| "     | 武 | 田 | 義 | 臣 | 西条市新市13番地     |   |
| "     | 杉 | 野 | 幸 | 夫 | 西条市新市389番地 2  |   |
| "     | 田 |   | 研 | 志 | 西条市国安1165番地3  |   |
| "     | オ | 田 |   | 稔 | 西条市国安1335番地 1 |   |
| "     | 渡 | 邉 | _ | 夫 | 西条市桑村285番地    |   |
| "     | 青 | 野 |   | 久 | 西条市高田10番地 2   |   |
| "     | 近 | 藤 | 政 | 晴 | 西条市高田795番地 2  |   |
| "     | 青 | 野 |   | 孝 | 西条市高田803番地 2  |   |
| "     | 高 | 瀬 |   | 遵 | 西条市高田777番地 1  |   |
| "     | 田 | 中 | 輝 | 幸 | 西条市桑村106番地 5  |   |
| "     | 田 | 中 | 忠 | 孝 | 西条市国安730番地    |   |
| 監事    | 木 | 原 |   | 茂 | 西条市新市526番地 1  |   |
| "     | 村 | 上 | 義 | 輝 | 西条市国安1359番地   |   |
| "     | 黒 | 河 | 正 | 文 | 西条市新市391番地 3  |   |
| "     | 志 | 賀 | 祥 | 久 | 西条市高田290番地 4  |   |

# ○愛媛県告示第672号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市牛渕上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退 任した旨の届出があった。

平成27年 5 月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

| 役員の種類 | 氏   | 名   | 住             | 所 |
|-------|-----|-----|---------------|---|
| 理事    | 大 北 | 吉 直 | 東温市牛渕574番地    |   |
| "     | 大 北 | 英 彦 | 東温市牛渕1394番地 2 |   |
| "     | 井 門 | 孝徳  | 東温市牛渕665番地    |   |
| "     | 村上  | 正隆  | 東温市牛渕1401番地   |   |

| "  | 重  | 見  | 忠 | 顕 | 東温市牛渕635番地    |
|----|----|----|---|---|---------------|
| "  | 大  | 北  | 守 | 紀 | 東温市牛渕1404番地   |
| "  | 朝比 | 比奈 | 正 | 之 | 東温市牛渕1165番地   |
| "  | 大  | 北  | 忠 | 則 | 東温市牛渕1272番地 3 |
| "  | 大  | 西  | 良 | 也 | 東温市牛渕763番地 1  |
| "  | 村  | 上  | 周 | 治 | 東温市牛渕1697番地 2 |
| 監事 | 大  | 北  |   | 武 | 東温市牛渕1501番地   |
| "  | 大  | 北  | 英 | 明 | 東温市牛渕1300番地   |
|    |    |    |   |   |               |

#### 退任

| 役員の種類 | 氏   | 名   | 住 所           |
|-------|-----|-----|---------------|
| 理事    | 大 北 | 吉 直 | 東温市牛渕574番地    |
| "     | 大 北 | 英 彦 | 東温市牛渕1394番地 2 |
| "     | 大 北 | 忠則  | 東温市牛渕1272番地 3 |
| "     | 井門  | 孝徳  | 東温市牛渕665番地    |
| "     | 大 北 | 英 明 | 東温市牛渕1300番地   |
| "     | 大 北 | 守 紀 | 東温市牛渕1404番地   |
| "     | 村 上 | 正隆  | 東温市牛渕1401番地   |
| "     | 重 見 | 忠 顕 | 東温市牛渕635番地    |
| "     | 朝比奈 | 正之  | 東温市牛渕1165番地   |
| "     | 高田  | 速雄  | 東温市牛渕1480番地   |
| 監事    | 大 北 | 武   | 東温市牛渕1501番地   |
| "     | 大 西 | 良孝  | 東温市牛渕763番地 1  |

## ○愛媛県告示第673号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成27年5月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

## 就 任

| 役員の種類 | 氏  |    |   | 名 | 住             | 所 |  |  |
|-------|----|----|---|---|---------------|---|--|--|
| 理事    | 野  | 村  | 研 | = | 東温市西岡1211番地 1 |   |  |  |
| "     | 大  | 東  | 政 | 雄 | 東温市西岡1068番地   |   |  |  |
| "     | 伊賀 |    |   | 正 | 東温市西岡161番地    |   |  |  |
| "     | 仙波 |    | 直 | 也 | 東温市西岡149番地 1  |   |  |  |
| "     | 大  | 西  | 博 | 美 | 東温市西岡454番地 2  |   |  |  |
| "     | 丹生 | Ė谷 | 悟 |   | 東温市西岡874番地    |   |  |  |
| "     | 岡  | 本  |   | 忍 | 東温市西岡781番地 1  |   |  |  |
| "     | 松  | 本  | 貢 | _ | 東温市西岡754番地    |   |  |  |
| 監事    | 伊  | 賀  | 洋 | 介 | 東温市西岡164番地    |   |  |  |
| "     | 岡  | 本  | 伸 | 司 | 東温市西岡784番地 2  |   |  |  |

## 退任

| 役員の種類 | 氏 名 |   | 名 | 住 | 所             |  |
|-------|-----|---|---|---|---------------|--|
| 理事    | 伊   | 賀 |   | 正 | 東温市西岡161番地    |  |
| "     | 大   | 西 | 博 | 美 | 東温市西岡454番地 2  |  |
| "     | 掛   | 水 | _ | 男 | 東温市西岡153番地    |  |
| "     | 野   | 村 | 研 | = | 東温市西岡1211番地 1 |  |
| "     | 和   | 田 | _ | 馬 | 東温市西岡124番地    |  |

| "   | 山     | 山内正行 |   | 行          | 東温市西岡427番地    |  |  |
|-----|-------|------|---|------------|---------------|--|--|
| "   | 岡     | 本    |   | 光          | 東温市西岡737番地 4  |  |  |
| "   | "山本隆夫 |      | 夫 | 東温市西岡800番地 |               |  |  |
| 監 事 | 和     | 田    | 隆 | 茂          | 東温市西岡433番地 1  |  |  |
| "   | 和     | 田    | 睦 | 夫          | 東温市西岡1052番地 1 |  |  |
|     |       |      |   |            |               |  |  |

## ○愛媛県告示第674号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成27年 5 月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

| 役員の種類 | 氏       |             | 名  |               | 住              | 所 |  |
|-------|---------|-------------|----|---------------|----------------|---|--|
| 理事    | 回       | 岡           | 恒  | 重             | 東温市横河原1343番地   |   |  |
| "     | 中       | 村           | 豊  | 重             | 東温市志津川117番地 4  |   |  |
| "     | 髙       | 塚           | 正  | _             | 東温市志津川521番地 2  |   |  |
| "     | 高       | 塚           | Ξ  | 朗             | 東温市志津川583番地 1  |   |  |
| "     | 友       | 近           | アサ | ナミ            | 東温市志津川618番地    |   |  |
| "     | 髙 塚 澄 枝 |             | 枝  | 東温市志津川638番地 1 |                |   |  |
| "     | 池       | 田礼次         |    | 次             | 東温市志津川743番地 2  |   |  |
| "     | 泉       |             | 忠  | 厚             | 東温市志津川746番地    |   |  |
| "     | 豊       | 田           | 安  | 美             | 東温市志津川1043番地 1 |   |  |
| "     | 島       | 田           | 省  | 吾             | 東温市志津川1445番地   |   |  |
| "     | 吉       | 岡           | 茂  | 夫             | 東温市志津川1799番地 3 |   |  |
| "     | 大       | 西           |    | 康             | 東温市志津川1804番地   |   |  |
| "     | 松       | 、 本 富 法 東温市 |    | 法             | 東温市志津川1905番地   |   |  |
| 監事    | 岩       | JI          |    | 保             | 東温市志津川596番地 2  |   |  |
| "     | 末       | 光           | 良  | 男             | 東温市志津川1417番地   |   |  |

## 退任

| 役員の種類 | 氏 名  |     | 住              | 所 |  |  |
|-------|------|-----|----------------|---|--|--|
| 理事    | 大野史雄 |     | 東温市志津川1510番地   |   |  |  |
| "     | 宮内   | 和 夫 | 東温市志津川648番地    |   |  |  |
| "     | 末光   | 義和  | 東温市志津川1019番地 1 |   |  |  |
| "     | 恒岡   | 恒 重 | 東温市横河原1343番地   |   |  |  |
| "     | 渡 部  | 正 典 | 東温市志津川136番地 1  |   |  |  |
| "     | 森    | 省 三 | 東温市志津川514番地    |   |  |  |
| "     | 高塚   | 三 朗 | 東温市志津川583番地 1  |   |  |  |
| "     | 清水   | 昭 弘 | 東温市志津川680番地 4  |   |  |  |
| "     | 渡 部  | 賢 二 | 東温市志津川614番地    |   |  |  |
| "     | 増 田  | 伸一  | 東温市志津川1835番地   |   |  |  |
| "     | 大 西  | 康   | 東温市志津川1804番地   |   |  |  |
| "     | 吉 岡  | 茂夫  | 東温市志津川1799番地 3 |   |  |  |
| "     | 宮倉   | 和 良 | 東温市志津川1426番地   |   |  |  |
| 監事    | 友 近  | 泰教  | 東温市志津川57番地 1   |   |  |  |
| "     | 越智   | 賢 治 | 東温市志津川1790番地   |   |  |  |

## ○愛媛県告示第675号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

東温市保和土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成27年 5 月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

| 役員の種類 | 役員の種類 氏 |     |   | 名 | 住               | 所 |  |  |
|-------|---------|-----|---|---|-----------------|---|--|--|
| 理事    | 池       | Ш   | 秀 | 敏 | 東温市則之内乙2575番地 2 |   |  |  |
| "     | 渡       | 部   | 明 | 仁 | 東温市則之内乙1526番地 2 |   |  |  |
| "     | 佐       | 伯   | 辰 | 美 | 東温市則之内乙2042番地 1 |   |  |  |
| "     | 白       | 戸   | 利 | 彦 | 東温市則之内乙2607番地   |   |  |  |
| "     | 白       | 戸   | 謙 | _ | 東温市則之内乙1572番地 2 |   |  |  |
| "     | 隼       | 田幸一 |   | _ | 東温市則之内乙1244番地 1 |   |  |  |
| "     | 八       | 木   | 慎 | 也 | 東温市則之内乙2263番地   |   |  |  |
| "     | 矢       | 鶴   | 通 | _ | 東温市則之内乙1565番地3  |   |  |  |
| 監事    | 和       | 田   | 伸 | 久 | 東温市則之内乙2013番地   |   |  |  |
| "     | 白       | 戸   | 宏 | _ | 東温市則之内乙2603番地   |   |  |  |

退任

| 役員の種類 | 氏    | 名 | 住               | 所 |
|-------|------|---|-----------------|---|
| 理事    | 理事池川 |   | 東温市則之内乙2575番地 2 |   |

| "  | 大 | 野 |   | 功 | 東温市則之内乙1274番地 2 |  |  |  |
|----|---|---|---|---|-----------------|--|--|--|
| "  | 渡 | 部 | 明 | 仁 | 東温市則之内乙1526番地 2 |  |  |  |
| "  | 黒 | 河 | 勝 | 典 | 東温市則之内乙2082番地 1 |  |  |  |
| "  | 佐 | 伯 | 辰 | 美 | 東温市則之内乙2042番地 1 |  |  |  |
| "  | 白 | 戸 | 美 | 雄 | 東温市則之内乙1582番地   |  |  |  |
| "  | 白 | 戸 | 利 | 彦 | 東温市則之内乙2607番地   |  |  |  |
| "  | 神 | 野 |   | 耕 | 東温市則之内乙1263番地   |  |  |  |
| 監事 | 白 | 戸 | 宏 | _ | 東温市則之内乙2603番地   |  |  |  |
| "  | 八 | 木 |   | 満 | 東温市則之内乙1589番地   |  |  |  |

#### ○愛媛県告示第676号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 東温市下林下土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5 月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

## ○愛媛県告示第677号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 東温市西岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5 月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

#### ○愛媛県告示第678号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号            | 許 可<br>年月日       | 商号又は名称                 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地             | 取 消<br>年月日     | 取 り 消 し た建 設 業 の 種 類                             | 取消しの原因<br>となった事実 |
|-----------------|------------------|------------------------|-------|------------------------|----------------|--|------------------|
| (般 - 25)第17220号 | 平成25年<br>9 月24日  | (株)LIUEX DESIGN WORKS  | 石村 政哉 | 松山市立花3 - 2 - 30 -<br>1 | 平成27年<br>4月2日  | 建築工事業  | 建設業の廃止           |
| (般 - 22)第10829号 | 平成22年<br>5 月18日  | 西岡工業                   | 西岡 忠義 | 松山市余戸南 1 - 16 - 24     | 平成27年<br>4月7日  | 左官工事業  | 建設業の廃止           |
| (般 - 24)第2187号  | 平成24年<br>12月 5 日 | 共栄通信(有)                | 久保 利雄 | 松山市余戸中2-10-6           | 平成27年<br>4月10日 | 電気通信工事業  | 建設業の廃止           |
| (般 - 22)第10825号 | 平成22年<br>6 月15日  | (株)青陽建設                | 渡部 威洋 | 松山市北斎院町650 - 5         | 平成27年<br>4月10日 | 土木工事業  | 建設業の廃止<br>(一部)   |
| (般 - 26)第17413号 | 平成26年<br>11月21日  | (株)コンステックインター<br>ナショナル | 松岡 彰彦 | 松山市本町2-1-7             | 平成27年<br>4月13日 | 土木工事業、建築工事業<br>とび・土工工事業<br>石工事業、鋼構造物工事業<br>ほ装工事業 | 建設業の廃止           |
| (般 - 22)第7213号  | 平成22年<br>7月18日   | 山名建設                   | 濵名 忠明 | 松山市萱町 6 - 61 - 1       | 平成27年<br>4月16日 | 建築工事業  | 建設業の廃止           |
| (般 - 23)第10260号 | 平成23年<br>9月1日    | 丹下建設                   | 丹下 良知 | 松山市北井門 1 - 15 - 39     | 平成27年<br>4月20日 | 建築工事業  | 建設業の廃止           |

## ○愛媛県告示第679号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年5月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

| 検 査 済 証 の 番 号<br>及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は<br>工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------|--|------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 27中局建(開)第3号                    | (T) 大  |                  |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成27年 5 月12日                   | 伊予市上野字宮川2250番 1 、2250番 3 、2251番 3 、2251番 5 及び2252番 2 | 石 田 智 将          |  |  |  |  |  |  |  |

## ○愛媛県告示第680号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年5月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日平成27年5月14日
- 3 指定道路の位置 大洲市東若宮8番3の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 60 36メートル
- (2) 幅員 4.75メートル

#### ○愛媛県告示第681号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名     | 区間               | 旧・新別 | 敷 地 の幅 員         | 延長              | 備考 |
|-------|---------|------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県 道   | 小田河辺大洲線 | 大洲市肱川町山鳥坂1976番から | 旧    | メートル<br>4.7~ 9.1 | キロメートル<br>0.028 |    |
| 宗 追   | 小田河边入州緑 | 同町山鳥坂1802番まで     | 新    | 4 7~13 .1        | 0 .028          |    |

#### 公 告

#### 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

体操・新体操競技用具の購入

(2) 購入物品名及び数量

鉄棒(ダブルワイヤー張り式)ほか24品 (使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。
- (4) 納入期限

平成27年8月24日(月)

(5) 納入場所

愛媛県総合運動公園 体育館 (所在地:愛媛県松山市上野町 乙46番地)

- (6) 入札方法
  - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る 一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の 事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成27年7月2日(木)の午前9時から同月3日(金)午前9時59分まで

紙入札による場合は、平成27年7月3日(金)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
  - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成27年7月3日(金)午前10時00分 愛媛県総務部入札室 本館2階
- 4 その他
- (1) WTO協定の適用

本公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府 調達に関する協定(平成7年条約第23号)、政府調達に関する 協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)によって改正さ れた同協定およびその他の国際約束の適用を受ける。

- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限:平成27年6月25日(木)午後5時00分

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から 第154条までの規定による。

(8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

- 5 summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Set of Equipment for Gymnastics , Rhythmic Gymnastics , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a .m ., 3 July 2015
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 5 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

愛媛県立図書館コンピュータシステム機器等の借入れ及び保 守業務

(2) 借入物品名、業務名及び数量

愛媛県立図書館コンピュータシステム機器等の借入れ及び保 守業務一式

(3) 借入物品及び業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間及び保守期間平成27年12月1日から平成32年11月30日まで

- (5) 借入場所及び保守業務の履行場所 仕様書による。
- (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守体制が整備されていることを証明した者であること
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2931

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は、平成27年6月30日(火)午後5時15分までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年5月22日(金)から6月30日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成27年7月1日(水)午前10時 愛媛県庁第一別館10階教育委員室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(6) 郵便による入札の取扱い

郵便による入札の場合は、入札書は、平成27年6月30日(火) 午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格 審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出し、入札 参加資格の確認を受けること。申請書は、持参して提出するこ ととし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付期間

平成27年5月22日(金)から6月4日(木)までの執務時間中

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural Library Computer System , 1 set

Nature and quantity of the service to be rendered: Maintenance service for Ehime Prefectural Library Computer System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 10:00 a m., 1 July 2015 (tenders submitted by mail: 5:15 p m., 30 June 2015)
- (3) For further information , please contact: Lifelong Learning Promotion Section , Lifelong Learning Division , Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2931

## 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成27年5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ファイリングシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

ファイリングシステム 1 式 ( ハードウェアー式、ソフトウェアー式、搬入、据付け、配線、調整等一式 )

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成28年1月1日から平成32年12月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを 証明した者であること。
- (4) 関札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成27年7月8日(水)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法
  - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成27年7月8日(水)午後1時30分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければなら ない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

#### ア 受領期限

公告の日から平成27年7月1日(水)午後5時15分まで。

#### (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- Nature and quantity of the product to be leased: Filing System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 8 July, 2015

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110

#### 監査委員告示

#### ○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する.

平成27年 5 月22日

 愛媛県監査委員 佐 伯 滿 孝

 同 徳 永 繁 樹

 同 山之内 芳 夫

 同 渡 部 浩

| 包 | 括  | 外音 | 『監』 | 10人 1      | 西耶         | 監査の事務を |     |     |                              |
|---|----|----|-----|------------|------------|--------|-----|-----|------------------------------|
| 事 | Į. | 務  | を   | 補          | 助          | す      | る   | 者   |                              |
| 氏 |    |    | 名   |            | 住          |        | 所   |     | 補助できる期間                      |
| 石 | Ш  | Ŧ  | 晶   | 香川!        |            | 市錦     | 町二丁 | 目4番 | 平成27年5月22日から<br>平成28年3月31日まで |
| 宮 | 本  |    | 豪   | 愛媛!<br>地 7 | <b>県東温</b> | 市野     | 田一丁 | 目7番 | 平成27年5月22日から<br>平成28年3月31日まで |

## 公安委員会規則

# ○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県公安委員会公印規程及び愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月22日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

## 愛媛県公安委員会公印規程及び愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第1条 愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 項  | ひな形   | 書体 | (ミ<br>トル | リメ <b>-</b><br>) | 管理責任者    | 用途          |  | 項  | 7. | )な形 |        | 書体  | (ミ!<br>トル) | J X - | 管理責任者 |   | 用途 |  |
|----|-------|----|----------|------------------|----------|-------------|--|----|----|-----|--------|-----|------------|-------|-------|---|----|--|
|    |       |    | 縦        | 横                |          |             |  |    |    |     |        |     | 縦          | 横     |       |   |    |  |
| 1  |       |    |          |                  |          |             |  | 1  |    |     |        |     |            |       |       |   |    |  |
| 省略 |       |    |          |                  |          |             |  | 省略 |    |     |        |     |            |       |       |   |    |  |
|    |       |    |          |                  |          | 1 自転車運      |  |    |    |     |        |     |            |       |       |   |    |  |
|    |       |    |          |                  | 交通企画課    | 転者講習に       |  |    |    |     |        |     |            |       |       |   |    |  |
|    |       |    |          |                  | <u>長</u> | 関する事務       |  |    |    |     |        |     |            |       |       |   |    |  |
|    |       |    |          |                  | 交通指導課    | <u>用</u>    |  |    |    |     | $\neg$ |     |            |       | 交通指導課 |   |    |  |
|    | 愛 媛 県 | 7. |          |                  | 長        | <u>2</u> 省略 |  |    | 愛  |     | 県      | T 1 |            |       | 長     | 1 | 省略 |  |
| 2  | 公 安 委 | てん | 23       | 23               | 交通規制課    | 3 省略        |  | 2  | 公  |     | 委      | てん  | 23         | 23    | 交通規制課 | 2 | 省略 |  |
|    | 員 会 印 | 書  |          |                  | 長        | <u>4</u> 省略 |  |    | 員  | 슰   | 印      | 書   |            |       | 長     | 3 | 省略 |  |

|      |  |  | <br> <br> 運転免許課 | _                    | 省略 |  |      |     |  |  |  |  | 運転免許課 | ,                    | 省略 |
|------|--|--|-----------------|----------------------|----|--|------|-----|--|--|--|--|-------|----------------------|----|
|      |  |  | 長               | <u>5</u><br><u>6</u> | 省略 |  |      |     |  |  |  |  | 長     | <u>4</u><br><u>5</u> | 省略 |
|      |  |  | 警察署長            | 7                    | 省略 |  |      |     |  |  |  |  | 警察署長  | 6                    | 省略 |
|      |  |  |                 | 8                    | 省略 |  |      |     |  |  |  |  |       | 7                    | 省略 |
| 3 ~  |  |  |                 |                      |    |  | 3    | } ~ |  |  |  |  |       |                      |    |
| 11   |  |  |                 |                      |    |  | 1    | 1   |  |  |  |  |       |                      |    |
| 省略   |  |  |                 |                      |    |  | 雀    | 餡   |  |  |  |  |       |                      |    |
| 注 省略 |  |  |                 |                      |    |  | 注 省略 |     |  |  |  |  |       |                      |    |
| 2 省略 |  |  |                 |                      |    |  | 2 省略 |     |  |  |  |  |       |                      |    |

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                       | 改 正 前                       |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| (交通企画課)                     | (交通企画課)                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 第46条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。 | 第46条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。 |  |  |  |  |  |  |  |
| (1)・(2) 省略                  | (1) • (2) 省略                |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ 自転車運転者講習に関すること。           |                             |  |  |  |  |  |  |  |
| ( <u>4</u> ) 省略             | (3) 省略                      |  |  |  |  |  |  |  |
| <u>(5)</u> 省略               | <u>(4)</u> 省略               |  |  |  |  |  |  |  |
| <u>(6)</u> 省略               | <u>(5)</u> 省略               |  |  |  |  |  |  |  |
| <u>(7)</u> 省略               | <u>(6)</u> 省略               |  |  |  |  |  |  |  |
| ( <u>8</u> ) 省略             | <u>(7)</u> 省略               |  |  |  |  |  |  |  |
| (9) 省略                      | (8) 省略                      |  |  |  |  |  |  |  |

## 附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

## ○愛媛県公安委員会訓令第3号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 5 月22日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

## 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

|                  | 改 正 後                  |                        | 改        | Œ | 前   |  |  |  |  |  |
|------------------|------------------------|------------------------|----------|---|-----|--|--|--|--|--|
| <b>別表 2</b> (第 : | 条関係)                   | <b>別表 2</b> (第 3 条関係 ) |          |   |     |  |  |  |  |  |
|                  | 部課長の専決事項               | 部課長の専決事項               |          |   |     |  |  |  |  |  |
| 1 省略             |                        | 1 省略                   |          |   |     |  |  |  |  |  |
| 2 課長             | <b>淳決事</b> 項           | 2 課長専決事項               |          |   |     |  |  |  |  |  |
| (1) ~ (7)        | 省略                     | (1)~(7) 省略             |          |   |     |  |  |  |  |  |
| (8) 交迫           | <b>殖企画課長</b>           | (8) 交通企画課長             |          |   |     |  |  |  |  |  |
| 法令               | 専決事項                   | 法令                     |          | 専 | 決事項 |  |  |  |  |  |
| 道路交通             | 法 1~3 省略               | 道路交通法                  | 1 ~ 3 省略 |   |     |  |  |  |  |  |
|                  | 4 第108条の3の4の規定による自転車運転 |                        |          |   |     |  |  |  |  |  |
|                  | 者講習の受講命令               |                        |          |   |     |  |  |  |  |  |
|                  | 5 第108条の3の5の規定による自転車運転 |                        |          |   |     |  |  |  |  |  |
|                  | 者講習の受講命令等の報告           |                        |          |   |     |  |  |  |  |  |

# 附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

平成27年 5 月22日 発行 555